

智頭町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(2026)

1. 目標

智頭町耐震改修促進計画に定めた目標の達成(2031年度末までに住宅の耐震化率92%)に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、智頭町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

また、本アクションプログラムの取組内容、実績については、毎年更新し、智頭町ホームページ(以下「HP」という。)において公表する。

2. 位置付け

アクションプログラムは、智頭町耐震改修促進計画第5章第2節に基づき策定する。(プログラムは、智頭町耐震改修促進計画に掲げる政策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に位置付けるものとする。)

3. 取組内容・目標・実績

令和8年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断費に対する全額補助を実施。
- ii) 住宅の補強設計費に対する一部補助を実施。
- iii) 住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施。

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 令和8年度は富沢地区を中心に約50戸の戸別訪問を実施。
 - ・リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。
 - ・耐震化に係る意向の聞き取りをし、希望や相談内容に応じて申請手続きの案内や専門家派遣の案内を行う。
 - ・訪問結果を記録する。
 - ※不在の場合は、資料をポスティングし、後日再訪問する。

ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進。
- ・過去に耐震診断を実施し、対策が必要と判断された、住宅所有者に対し、補助制度に関する通知を送付し、耐震設計、耐震改修を促進。

iii) 改修事業者の技術力向上等

- ・県が作成する鳥取県木造住宅耐震化業者リストを公表する。(HP、窓口等)

iv) 一般への周知普及

- ・広報ちづへ補助制度について掲載し、補助事業の周知を実施。
- ・補助制度に関するチラシを作成し、町内施設へ配架。

※改修事業者の技術力向上等の取り組みについては県の取り組みに協力するものとする。

計
画

前年度(令和7年度)の取組実績

- ・耐震診断・・・4戸
- ・戸別訪問・・・50戸

戸別訪問を実施したことにより、制度を知り、耐震診断の申込みを希望される方からの相談が増加した。
また、耐震設計補助の活用もあり、制度周知から、耐震化への具体的な活用に繋がった。

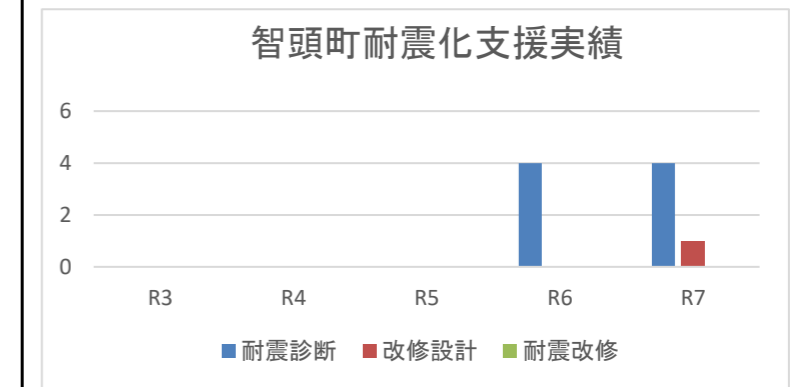
自
己
評
価

令和8年度目標

- ・住宅に対する耐震診断費補助戸数: 10戸
- ・住宅に対する耐震設計費補助戸数: 4戸
- ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数: 2戸
- ・戸別訪問件数: 50戸

前年度までの実績

耐震化支援実績					
	R3	R4	R5	R6	R7
耐震診断	0	0	0	4	4
改修設計	0	0	0	0	1
耐震改修	0	0	0	0	0



戸別訪問orDM送付実績					
	R3	R4	R5	R6	R7
戸別訪問件数	0	0	0	45	50

前年度(令和7年度)の課題

・耐震化未実施の住宅所有者への戸別訪問の実施を行ったが、地区が限定されるため、其他地区への直接的な制度周知が出来なかった。

改善策

・耐震化未実施の住宅所有者の精査を行い、年度ごとに重点的に訪問する地区定め、戸別訪問とDMの送付を行う。